

女性活躍推進法に基づく
アイディホーム株式会社 女性活躍推進行動計画について

アイディホームでは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次の通り一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

■2021年4月1日～2026年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標① （職業生活に関する機会の提供に関する目標）

在籍労働者に占める女性労働者の割合を28%以上とする

(2021年3月時点の女性労働者の割合25.2%)

≫2021年4月～

- ・現在の新卒・中途採用状況や背景を分析し、選考基準や選考過程の見直しを図る。

≫2022年4月～

- ・性別にとらわれない公平かつ公正な選考を実施する上で役立つ社内啓蒙活動の実施
- ・採用担当に女性担当者を配置するなど、採用選考過程において女性応募者と担当者が対話できる環境整備をする。
- ・会社説明会（新卒・中途）や面接時に、社内の育児休業制度の説明や活躍している女性社員の例などを取り上げる。
- ・育児休業明けの職場復帰の際に短時間勤務等を活用し、無理のない労働条件にて継続勤務できる環境を整備する。

目標② （職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

従業員の一月あたりの平均残業時間を30時間以内とする。

≫2021年4月～

- ・月の時間外労働時間が45時間を超えた場合、対象部署に情報提供を行い、長時間労働が慢性化しないように努める。
- ・毎週火曜日のノー残業デーの取り組みを強化する。

以 上